

(書式 7 - 3 - 1)

## 遺留分減殺の合意書

### 合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙として、甲と乙丙とは遺留分減殺につき、今般、次のとおり合意する。

#### 記

第 1 条 甲と乙丙は、次の各事実を相互に確認する。

- (1) 被相続人〇〇〇〇（以下「被相続人」という）が平成〇〇年〇〇月〇〇日付公正証書遺言により、その全財産を甲に包括的に遺贈する旨の遺言をなしたこと。
- (2) 被相続人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡し、前記遺言の効力が生じたこと。
- (3) 被相続人の遺産は別紙遺産目録記載のとおりで、他に存在しないこと。
- (4) 乙、丙は、被相続人の子として、遺産に対しそれぞれ 8 分の 1 の遺留分を有していること。

第 2 条 甲は、乙丙に対し、遺留分減殺の価額弁償分として各金〇〇〇〇円の支払義務あることを認め、これを次のとおり乙丙に持参又は送金して支払う。

- (1) 甲は、乙丙に対し本日各金〇〇〇〇円を支払い、乙、丙はこれを受領した。
- (2) 甲は、乙、丙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに各残金〇〇〇〇円を、乙、丙が指定した各銀行口座に送金して支払う。

(3) 甲が前号の各残金支払を遅滞したときは、前号の支払期日の翌日より支払済みに至るまで年〇〇パーセントの遅延損害金を付加して支払う。

第3条 乙、丙は、別紙遺産目録記載の財産が甲の所有であることを認める。

第4条 甲と乙丙は、本件の遺留分減殺の合意結果に基づき、相続税申告手続を共同でなすこととし、それぞれの配分額に応じた相続税を負担することとする。但し、申告手続に伴う税理士費用等については甲の負担とする。

第5条 甲と乙丙は、本件相続に関し本合意書に定める以外、相互に何らの債権債務もないことを確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙

住 所

丙

# 遺 産 目 録

## 1 不 動 産

所 在

地 番

地 目

地 積

## 2 預貯金

(1) ○○銀行○○支店

普通預金 ○○○○円

(2)

## 3 有価証券

(1) ○○株式会社

普通株式 ○○○○株

(2)



## 解説

### (第1条)

兄弟姉妹以外の相続人は、被相続人がいかなる遺言を残そうとも、それぞれの法定相続分の2分の1（但し、直系尊属のみが相続人の場合は3分の1）の権利（遺留分）を有する（民法第1028条）。

そのため、ここで遺言内容、並びに遺産内容の確認をする。

### (第2条)

遺産が、遺留分減殺請求相当分に分割しえるような流動資産を中心とする場合は問題ないが、不動産等を中心とする場合、結局は全財産の価格を評価の上、受遺者が相当金額を現金にて弁済する方法での処理（価額弁償）が認められている（民法第1041条）。本条項はこれを前提としたものである。

### (第3条)

価額弁償したことにより、遺産の所有権は完全に受遺者のものとなることを確認している。

### (第4条)

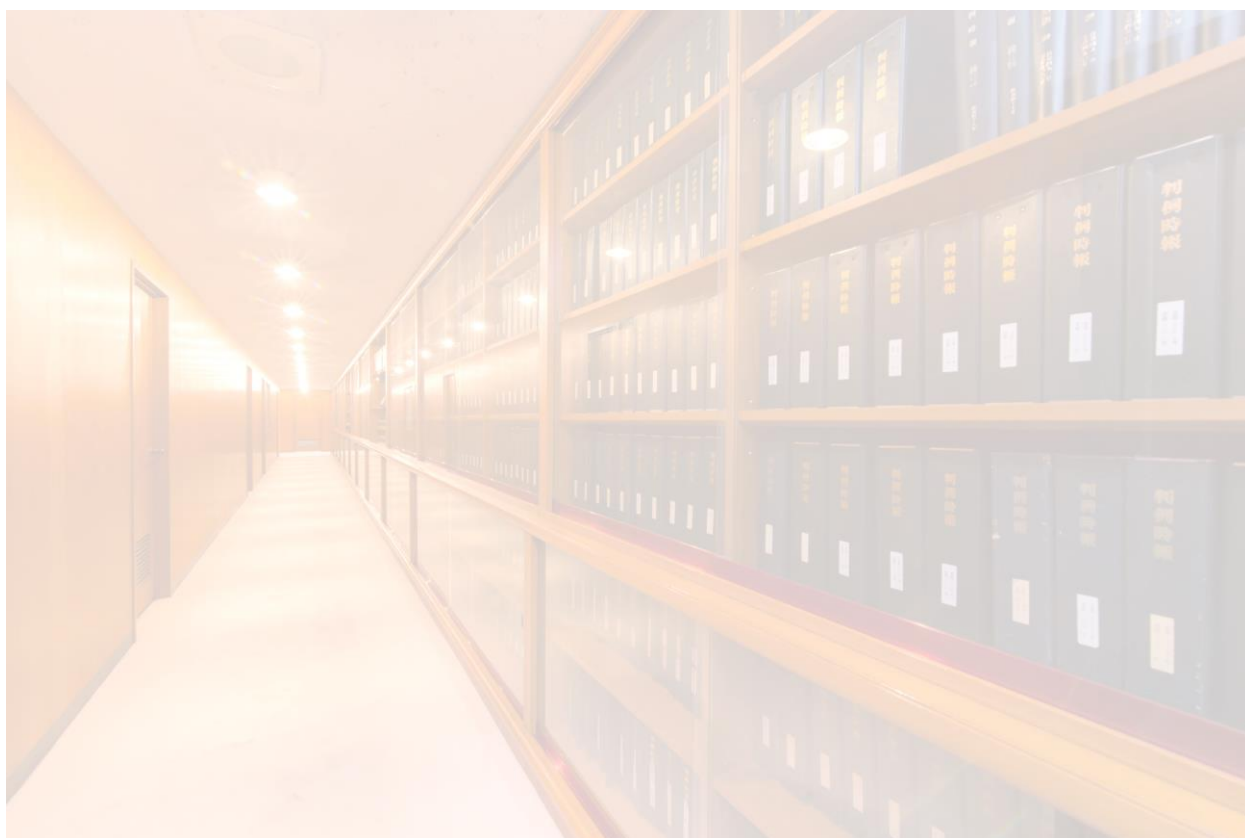
相続税申告は協同でなすのが一般的であることから、その点を確認するもの。

### (第5条)

合意書（示談書）においては、お互いに債権債務が合意書に定める内容以外に存在しないことを確認する条項を設け、紛争の再発を防ぐようにすることが一般的である。

(印 紙)

本件の文書には、印紙は不要である。



\* 遺留分の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/reserve/>をご覧ください。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所